

令和7年度第4回和光市男女共同参画推進審議会要旨

日時：令和8年2月6日（金）

午前10時00分～午前11時13分

場所：和光市役所3階 庁議室

出席者： 諸橋泰樹会長、栗原真知子委員、渡邊丈裕委員、南條有希子委員、富澤仁委員、小川祐佳委員、服部周二委員、古川勇一委員

事務局： 中川課長、鵜田主任

1 開会

事務局

この審議会につきましては、和光市市民参加条例第12条第4項の規定により、原則公開となっております。また、会議後には、会議録を作成し、公開してまいります。その際、記録については、要点記録とし、各委員のご意見、ご発言については、委員名を明記した上での議事録とし、ホームページにて公表しますので、ご了承ください。

2 議題(1)「令和6年度和光市男女共同参画年次報告書における事業の実施状況」に対する答申案について

諸橋会長

それでは、議題について事務局から説明を願います。

事務局

議題(1)「第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン（改訂版）（案）パブリック・コメント」について説明します。

本資料は12月に実施しましたパブリック・コメントの意見に対して、市の考え方を記入したものです。

本日は、資料に沿って、市の考え方を説明いたしますので、いただいた意見をプランに反映するかご審議をいただきたいと思っております。

今回は1名から11件の意見がありました。

1から順に説明しますので、全て説明が終わりましたら、一つずつ意見を伺います。

1について説明します。

こちらは、パブリック・コメントについての資料等を市ホームページに掲載することについて、プランで宣言をするようにという内容です。

市の考え方は以下のとおりです。

ご提案いただきました内容につきましては、当審議会の議事録、書面会議の記録及び市民意識調査を引き続き、和光市ホームページ上で公開します。また、パブリック・コメントについても同様に、前回実施分の資料等をホームページ上で公開します。

なお、公文書には、それぞれ、和光市文書規程に基づく保存年限が設定されていますので、ホームページでの公開期間もその規定によるものとなります。

2について説明します。

審議会の委員を多種多様なメンバー構成にするような内容です
市の考え方は以下のとおりです。

当市では、男女共同参画について審議する場合は、学識者を含め様々な立場の方からご意見をいただき、議論していただいています。このように、多種多様なご意見をいただいたうえで、男女共同参画の推進をする際にも偏った内容とならないよう努めています。

また、ご指摘のとおり、和光市ホームページでは令和2年度のパブリック・コメントの結果に関する資料が閲覧できず、当時の男女共同参画推進審議会に用いられた、パブリック・コメントで頂戴したご意見を取りまとめた資料のみが公開されていきました。

これは、2024年3月には当市ホームページの全面リニューアルをした際に、データ移行から漏れてしまったことが原因だと考えられます。現在は、前回分のパブリック・コメントを掲載しています。

なお、令和2年度のパブリック・コメントにつきましては、市の考え方の一部文章が途切れていましたので、下記のとおり補足します。

また、ご意見でいただきました過去の市の考え方について、文章がとぎれておりましたので、補足として続きを記載しています。

3について説明します。

こちらは、令和2年度のパブリック・コメントに対しての市の考え方について

ての内容です

市の考え方は以下のとおりです。

本プランは、和光市における男女共同参画の推進に関する施策を体系化し、その実施計画を定めたものです。単に特定分野に関する市の考え方を表明するものではないことから、ご指摘の内容を当プランに反映することはできません。

4について説明します。

こちらは、地元イベントや看板についての公衆表示規制をプランで解説するようという内容です

市の考え方は以下のとおりです。

本プランは、和光市における男女共同参画の推進に関する施策を体系化し、その実施計画を定めたものです。市における性表現等も規制するものではありませんので、ご指摘の内容を当プランに反映することはできません。

5について説明します。

こちらは、学生に対して義務教育として、ABO式等鎖物質を周知するという内容です。

市の考え方は以下のとおりです。

本プランは、和光市における男女共同参画の推進に関する施策を体系化し、その実施計画を定めたものです。義務教育において、特定分野への就学・就職を促すような教育の実施にまで、本プランで言及することは考えていません。

6についてご説明します。

こちらは、男女共同参画市民意識調査を実施する際、危険率Pの数値を使用した有意差検定での調査報告にするようという内容です。

市の考え方は以下のとおりです。

男女共同参画の市民意識調査の実施方法、項目などについては、費用面等も勘案し、今後、検討させていただきます。

なお、本プランは男女共同参画に資する計画であるため、現時点で実施していない意識調査の内容や手法について言及することは考えていません。

7について説明します。

こちらは、6と同様に有意差検定及びA B O式糖鎖ごとのデータ分析手法についての内容です。

市の考え方は以下のとおりです。

本プランは男女共同参画に資する計画であるため、本件については、ご意見として頂戴します。

8について説明します。

こちらは、アンケートの有効回答率を40.3%から60%以上にする目標値をたてること、また、A B O式糖鎖別のデータを採取することについての内容です

市の考え方は以下のとおりです。

本プランは男女共同参画に資する計画であるため、本件については、ご意見として頂戴いたします。なお、意識調査の有効回答率を上げることにつきましては、市民生活の実態に即したプランの策定のためには必要であると考えていますので、周知方法等を含め、回答率の向上に努めてまいります。

9について説明します。

こちらは、市で勤務する保育士のA B O式糖鎖データを採取することについて、という内容です

市の考え方は以下のとおりです。

当市では、本人の意思では選ぶことのできない特性である血液型については、選考の基準にしておりません。職員の採用にあたっては、応募者の適性や能力を基準として選考を実施しています。また、本プランは「あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援」を目標の一つとしていますが、女性に対して特定の職業への就労を促すような施策は実施していません。よって、ご指摘の内容を本プランに反映させることはできません。

10について説明します。

こちらは、デートDVやストーカー問題で、どの段階で警察の範疇となるかという内容です

市の考え方は以下のとおりです。

配偶者や交際相手などからの暴力等について、被害者の安全確保や、生活支援については警察や関係機関と連携して市も行っており、当プランにも施策としてお示ししています。また、相談支援においては、単に被害の程度によって警察対応の線引きをすることはなく、被害者の安全確保を第一優先に、警察や関係機関とも情報共有をしながら対応しています。

なお、教育現場における生徒間の暴力事案への対応については、当プランにおいて言及するものではありません。

11についてご説明します。

こちらは、ストーカー被害者だけでなく、加害者対策も本腰を入れること及び和光市独自の発案対策を努力目標としてプランに掲げるように、という内容です

市の考え方は以下のとおりです。

つきまとい等の行為は、被害者の安心・安全を脅かす重大な問題であり、早期の段階で相談につながることで被害の拡大防止に資すると考えます。一方で、法令に基づく捜査・警告等の措置は警察の権限に属するため、市単独で加害者への直接的な介入を行うことには限界があります。

そのうえで市は、警察や専門機関へ「行ってください」と案内するだけでなく、相談者の状況整理、必要な支援先への同行的支援（つなぎ）、安全確保に関する助言など、基礎自治体としてできる支援の明確化と充実に努めます。

(1) まず市が行うこと（初期対応）

- ・ 事実関係・頻度・危険度の聞き取り（状況整理）
- ・ 記録化の助言（日時・場所・手段等の整理）
- ・ 緊急性が高い場合の即時対応（警察への連絡を含む）
- ・ 被害者の安全確保の助言（行動上の注意点、相談先の提示等）

(2) 専門相談へ確実につなぐこと（伴走的支援）

- ・ DV、交際相手等を背景とする案件は、DV相談等の専門相談へ
- ・ つきまといが継続・エスカレートするおそれがある場合は、警察相談（#9110等）を含む適切な機関へ
- ・ 必要に応じ、相談先の選択肢の提示や相談の準備支援（話す内容の整理等）
- ・ 「軽度のつきまとい段階でも警察をはじめ関係機関へ相談してよい」ことの明確化
- ・ 周知の強化（市HP、啓発媒体等）

「加害者を市に呼んで事情を聴く」対応は、状況によっては相談者の不安を高めたり、当事者間の対立を激化させるおそれがあるため、市の相談窓口として一般的な対応として位置付けることは慎重であるべきと考えます。

ただし、関係機関の助言のもと、相談者の安全を最優先にしながら、適切な機関による介入・支援へつなげることは重要であり、その点を市の役割として強化します。

男女共同参画の観点からは、被害者が安心して生活できるように支援していくことが、DV被害者等への対応となると考えており、当プランでは啓発や相談体制について記載していますので、ご意見のような加害者対応まで言及するものではありません

以上で説明を終わります。

諸橋会長

ただいま、事務局からプラン改訂版に対するパブリック・コメントの市の考え方について説明がありましたが、コメントの1から順にご意見があればお願いいたします。プランに対して、市の考え方を踏まえて、意見を反映するかという点も含めて確認してください。

1のパブリック・コメントの資料等を市ホームページに掲載することについて、プランで宣言をするようにという内容ですが、区分等について意見や質問はありますか。

南條委員

本計画は10年間の中長期計画だが、5年間保存ということもあり得るのか。市民としては、期間文書が保管されているのか、保管されているのかということが分からないことから、不安に思うのではないか。

事務局

保存年限は文書の内容等によって決定している。なお、本計画については、10年間は保存します。

諸橋会長

保存年限は部署の裁量によると思う。機械的に5年保存にするということではなく、問合せがあったらお答えできればいいと思います。

諸橋会長

2について、審議会の委員を多種多様なメンバー構成にするようにという内容ですが、意見や質問はありますか。

栗原委員

男女共同参画推進審議会は、委員の男女比を考慮して、事業所等へ呼びかけていると思う。しかし、本審議会で問題として取り上げていたのは、他の審議会の女性委員が少ないことである。

最低でも男女比が半数に近い比率で、より女性の声を取り入れることが必要であるとする。

諸橋会長

3について、令和2年度のパブリック・コメントに対しての市の考え方についての内容です。

また、4については地元イベントや看板についての公衆表示規制をプランで解説するようにという内容ですが、併せて意見や質問はありますか。

南條委員

市の考え方に、和光市の表現ガイドの内容を記載するのはどうですか。

事務局

和光市の表現ガイドを確認し検討します。

諸橋会長

ガイドラインは市の広報紙だけではなく、民間企業にも活用していただければと思うので、掲載していただければと考えます。

諸橋会長

5について、学生に対して義務教育として、A B O式等鎖物質を周知するようにという内容ですが、意見や質問はありますか。

～意見なし～

諸橋会長

6について、男女共同参画市民意識調査を実施する際、危険率Pの数値を使用した有意差検定での調査報告にするようにという内容です。
また、次の内容も同様に有意差検定及びABO式糖鎖ごとのデータ分析手法についてです。

諸橋会長

通常の社会調査の場合、500人以上10%くらい差があれば有意差があると思います。

業者の調査であるので信頼性もあり、社会調査としては十分であり、男女差及び年代差で調査することは通常です。

諸橋会長

8については、アンケートの有効回答率を40.3%から60%以上にする目標値をたてること、また、ABO式糖鎖別のデータを採取することについて、ご意見やご質問はございますか。

～意見等なし～

諸橋会長

9について、市で勤務する保育士のABO式糖鎖データを採取することについて、という内容ですが、ご意見やご質問はありますか。

服部委員

そもそも、どこの会社も人がいないことなどから採用が難しいと思います。

古川委員

採用についてはどこも非常に苦労していると思います。

私立であれば、採用は自由がきくと思うが、市の採用は難しいのではないかと考えます。

渡邊委員

学校現場でも人材は不足しています。

諸橋会長

このような状況であれば、能力以外で人を選別することは非常に難しいということが分かります。

諸橋会長

10について、デートDVやストーカー問題で、どの段階で警察の範疇となるかという内容について、11については、ストーカー被害者だけでなく、加害者対策も本腰を入れること及び和光市独自の発案対策を努力目標としてプランに掲げるように、という内容ですが、ご意見やご質問はございますか。

南條委員

10、11番について市の考え方の区分について、すでに対応しているのであれば、四角でなく、三角もしくは丸のような、その他ではない区分になるのではないのでしょうか。

また、計画のどこにあたるのかも、具体的な番号も記載した方がいいのではないのでしょうか。

諸橋会長

11番の加害者対策についても、施策にないとも言えないです。意識啓発や予防について記載しているため、南條委員が言っていたとおり計画のどこにあたるかも記載していいのではないのでしょうか。

諸橋会長

その他全体を通して意見はないのでしょうか。なければ、委員の意見で修正を願います。

事務局

資料の修正をします。

諸橋会長

111ページのプラン策定経過の1月の予定が入っていません。

南條委員

108ページの用語集で、リプロダクティブヘルスライツについて、記載内容

に違和感があると思います。

諸橋会長

説明内容の再検討を願います。

2 議題(2) 令和7年度和光市男女共同参画推進審議会答申について

諸橋会長

それでは、議題(2)「令和7年度和光市男女共同参画推進審議会答申」について、事務局から説明願います。

事務局

再度の確認となりますが、こちらの答申内容については以前の会議で修正したものです。

なお、諮問事項2「第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン（改訂版）」について、今回ご意見いただきました内容につきまして、修正したものを後日送付します。

年次報告書について、昨年度の審議会でも年次報告書の概要を作成するよう要望があったため作成した。

本資料は項目ごとに、それぞれ以下のとおり内容をまとめています。

1 和光市の概況

和光市の人口は、増加傾向にあります。ただし、15歳未満の人口は減少傾向にあり、20～59歳の人口が多い都市型構造が特徴になっています。

また、外国人住民の人口が約3.6%を占め、多様性が進展しています。

世帯数も増加傾向にあり、単身世帯や高齢者世帯の割合も上昇しています。

2 人口動態

人口は増加していますが、出生数は減少傾向で、合計特殊出生率は全国・埼玉県を平均を下回ります。令和6年度は、転入・転出による社会動態増減が減少し、自然動態（出生－死亡）も減少傾向です。

3 結婚・離婚、

婚姻率は、過去5年間、全国・埼玉県を平均を上回っていますが、令和5年には離婚率も全国・埼玉県を上回る水準に上昇しており、家族形態の多様化が進んでいます。

4 教育

小学校の女性教職員比率は50%超、中学校は50%未満です。管理職教員の女性比率は小学校で20%台、中学校で30%前後と、全国平均より低い傾向にあります。

また、令和7年4月時点で、教育委員会は、教育長と5人の委員の構成となっていて、男女比は2：1の割合となっています。

5 中学校卒業後の進路

中学校卒業者の男女比はほぼ変化がなく、男女ともに県内全日制公立高校への進学が多数を占めています。

6 ドメスティック・バイオレンス (DV)

令和4年度からDV相談件数が増加しています。警察庁調査でも配偶者暴力相談は増加傾向となっています。埼玉県でのDV相談の約80%が市町村で受理されており、基礎自治体の役割が大きくなっています。

※令和5年度までは「事例件数」で計上していたが、令和6年度からは「対応件数」で計上。

7 女性相談

毎月第2・4火曜に女性の専門カウンセラーによる女性相談を実施しています。

令和6年度の相談件数は減少しています。「自分自身」に関する相談が最多で、家族・夫婦関係、暴力、心の問題が続きます。

8 男女共同参画苦情申立て、

和光市男女共同参画推進条例に基づいて、苦情処理窓口を設置しています。委員は男女各1名で、令和7年3月31日現在、申立件数は0件です。

9 ひとり親家庭制度・生活保護

ひとり親家庭医療費助成の登録・支給対象者数は減少傾向にあります。児童扶養手当の支給理由は「離婚」が最多、次いで「未婚」が多くなっています。

生活保護世帯数は増加傾向で、被保護世帯のうち母子世帯は全体の約3.1%となっています。

10 女性の就労状況

かつての「M字カーブ」は浅くなり、結婚・出産期の就労女性が増加しています。和光市でも同様の傾向が見られます。

正規雇用比率は男性より低く、20代後半以降は「L字カーブ」となり、非正規雇用化が進んでいます。

11 保育園の状況

「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき基盤整備を行っています。保育園在園児数は横ばい、待機児童数は解消傾向です。一時・休日・病児保育利用者数は令和5年度から減少しています。

12 健康・福祉

新規HIV感染・AIDS患者報告数は2013年をピークに減少しています。20～39歳の罹患率が高くなっています。埼玉県との報告数は横ばいとなっています。

13 女性の社会参画

和光市議会の女性議員比率は全国平均・埼玉県平均を上回っています。審議会等の女性委員割合は32.3%で横ばいとなっています。

14 市職員の構成

令和7年4月1日現在、女性職員比率は47.7%、主査級以上の女性比率は39.3%で、全国平均・埼玉県平均を上回っています。

会計年度任用職員における女性職員の割合は、フルタイム91.1%、パートタイム80.8%と高い水準にあります。

15 市役所における子育て等休暇制度の利用

「子の看護等休暇」「男性の育児参加休暇」「育児時間休暇」「育児休業」「部分休業」「介護休暇」など、多様な制度を整備しています。男性の育児休業取得率は、令和5年度66.7%、令和6年度50.0%と高水準で推移しています。

会計年度任用職員も子の看護等休暇や育児休業の取得実績があります。

16 第4次和光市行動計画 男女共同参画わこうプランの取組状況

各課の施策に対する取組状況については、別添資料のとおりとなっています。

以上で答申及び年次報告書概要の説明を終わります。

諸橋会長

ホームページで公開する概要版ですが、意見等がありますか。

南條委員

概要には保育園とあった、プランの P18 には在園児と記載されている。幼稚園と保育園の記載をしているのではないかと思っていました。

事務局

確認はするが、保育園のみだと考える。概要版の文言の修正を検討します。

諸橋会長

他に意見が何もなければ、審議会全体をとおして何かありますか。

小川委員

理研でも女性の研究者の割合をどう上げるか課題となっており、行動計画にも組み込んでいる。審議会の内容を参考にしたいと思います。

栗原委員

中学の保健の教科書を拝見しましたが、リプロダクティブヘルスライツのような、踏み込んだ内容が記載されていないです。ただ、対応するような男女間の接し方はどの教科書にも取り入れられており、教科書の内容については進んでいるのではないかと思います。

今回審議会でも男女共同参画について議論した中で、小学校の帽子や中学校の制服の変更があり、服装を選べるという多様性がとても良いと思いました。しかし、制服変更に伴い経済的支援もあればよかったと思います。

3 その他

諸橋会長

それでは、3 その他について、事務局からお願いします。

事務局

本日の第4回会議録については、作成したら、メール及び郵送にて送付させていただきます。訂正がある場合、事務局まで連絡してください。その後、ホームページにて公表します。

本年度の会議は以上となりますが、現在の審議会の委員については、令和8年4月30日で任期が終わるので、改めて知識経験者、関係団体、事業者の方には審議会委員のご依頼を通知させていただきます。

4 閉会

諸橋会長

それでは、これを持ちまして、和光市男女共同参画推進審議会を閉会いたします。